立正佼成会平和基金宮城県復興支援事業

復興まちづくり協議会等事務局ステップアップ助成　募集要項

**１．はじめに**

東日本大震災から４年が経過し、被災地の暮らしや生活の拠点は大きく変わり始めています。プレハブ仮設やみなし仮設から復興公営住宅への移転、防災集団移転、高台移転など、新しいコミュニティを作る動きが増えています。

とはいえ、被災地の新たなまちづくりは震災前の地域の環境や被災状況とは異なることも多く、その結果、被災地域ごとの多種多様な取り組みが行われています。昨年(２０１４年)末に県内のいくつかのまちづくり協議会的な団体のヒアリングを行った際に、その重要な役割を果たしている事務局を支える仕組みや資金、人材が不足していることが見えてきました。多くの事務局は、役員とともに活動の中心となってはいるものの、復興事業におけるまちづくり計画の策定や資金確保など、現状の課題に対する活動の中で疲弊しており、今後のビジョンづくりや団体活動推進のための事務局機能のスキルアップ、後継者育成といったことに対する資金調達が難しい状況でした。

そこで、本事業では立正佼成会一食平和基金のご協力を得て、「宮城復興支援事業・事務局ステップアップ助成」として、今後ますます重要な役割を果たす復興まちづくり団体の事務局を応援する助成金を提供することといたしました。この取り組みによって、これらの組織の基盤を整え、いずれ地域の課題を解決する機能を持つ事務局機能の強化を実現すること、また本事業を通じ団体同士のネットワークを構築すること、復興まちづくり団体の事務局が果たす役割の重要性を広く社会に伝えていくことを実現します。

平成27年4月

みやぎ連携復興センター

代表　　紅邑　晶子

**２．要件**

宮城県内で住民が主体となって活動する団体で復興まちづくりに関する活動を行っている以下の条件をすべて満たす団体（法人格は問わない）。

①特定のエリア（行政区、学校区、事業区域など）を活動対象としている

②①の区域に居住、あるいは居住希望のある方で構成される団体である

③資金管理を行う事務局が決まっている。

④住民同士の話し合いを定期的に実施している。

⑤情報発信を行っている、もしくはこの事業で行うことを検討している

（＊説明会・報告交流会への参加、報告書作成提出が必須です）

**３．対象となる費用（詳細は別紙参照）**

団体の事務局強化、基盤強化につながる取り組みにかかる費用

＊別添事例集を参考に、学びたい、整えたい、深めたい、調べたい、伝えたいの中のテーマからから最低２つを選択してください。（一部対象外となる項目もあります）

**４．助成金額**

一団体あたり　上限５０万円

＊審査によって申請額の減額もあるものとします。（審査後、助成先決定の前に調整させていただきます。）

**５．事業期間**

平成２７年５月１日（金）～１０月３１日（土）

**６．応募について**

受付期間：**平成２７年４月１３日（月）～３０日（木）【消印有効】**

提出書類：

１.申請書（様式１）

２.役員名簿（任意様式）

３.規約や定款などもしくはそれに準ずる組織運営の基準を定めた文書（任意様式）

４.前年度の事業報告書・決算書、および今年度の事業計画書・予算書（任意様式）

５.チラシやパンフレットなど活動内容が分かる文書・資料（任意様式）

応募方法：

申請書に必要事項を記入し必要書類と共に、受付期間内に下記あてに**郵送にて**お送りください（**メール・FAX・直接持参での受け付けはいたしません**）。

応募にあたっての注意：

本助成に関して、ご不明な点がありましたら**電話・メール等で下記問い合わせ先に事前にご相談ください。**申請書類の不備により不採択となる場合がありますので、申請書類の作成・送付にあたっては十分にお気を付け下さい。

**７．スケジュール**

申請期間

4/13～30

【申請書類の作成・提出】

1. ６に記載の申請書類を作成し、郵送にて提出してください。

【審査・決定】

1. 申請書類をもとに審査委員会にて助成採択の可否を決定します。

審査・決定

5月

２）助成額減額の調整や確認事項がある場合、必要に応じ、

電話やメールにて聞き取りをさせていただきます。

　　　　　　　　　　３）審査結果を５月中に各団体に文書にて通知いたします。

【説明会・交付手続】

説明会、手続

6月

1. 助成が決定した団体は説明会（６月７日（日）・１３時～仙台市内）にご出席いただきます（参加必須）。
2. 当センターと覚書を締結していただき、

完了後、指定口座に金額を振込いたします。

【助成期間中】

助成期間

5/1~10/31

1. 事業期間中、訪問によるモニタリングを行います。

ウェブサイトや広報誌を通じた団体の活動紹介を計画しており、取材をお願いする場合もあります。

　　　　　　　　　　２）事業実施に係る領収書は適切に保管・管理をお願いいたします。

【報告書提出・報告交流会】

報告書提出

報告交流会

11月

1. 終了後１か月以内に報告書を作成していただきます。

（指定様式、領収書コピー添付）

２）１１月に最終報告交流会を予定しております。

（参加必須：交通費支給あり）。

**６．本事業に係る問合せ・書類郵送先**

〒980-0804　宮城県仙台市青葉区大町１－３－７裕ビル６階

 みやぎ連携復興センター　(担当：佐藤、宮野）

　　TEL　０２２－７４８－４５５０ FAX　０２２－７４８－４５５２

　　Mail oubo【at】renpuku.org（【at】の部分を@（半角）に変えて送信）

　　もしくはＨＰ内問合せフォームから。

**７．私たちについて**

【立正佼成会一食平和基金】

立正佼成会一食平和基金は、貧困や紛争下にある人々の痛みをわかちあうため、月に数回食事を抜き、彼らの幸せを祈り献金する「一食を捧げる運動」を財源として、貧困（飢餓）の解消、教育・人材育成、緊急救援・復興支援等に取り組んでいる。

【みやぎ連携復興センター】

東日本大震災直後の２０１１年３月に宮城県内外の様々な団体と連携しながら支援団体間の連絡調整を行う機能の必要を想定し、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターの復興部門として立ち上げられた。

●個人情報の取り扱いについて

申請にあたって提出いただく書類に含まれる個人および団体の情報は本助成事業についての連絡・審査・審査結果通知をする際にのみ利用し、立正佼成会並びにみやぎ連携復興センター以外の第３者に開示・提供いたしません。

以上